


確認事項	空き家除却補助事業申請後の確認事項になります。 必ずご確認ください。 
①	受付後、立入調査を行い、交付決定を通知します。 通知の発送には 1か月 ほど要します。
②	申請受付後、現地調査をいたします。 空き家の外観を調査するもので、職員が敷地内に入らせていただきます。
③	現地調査の際、雑草・樹木が繁茂していると、十分な調査ができないので、除草・樹木の剪定等を実施してください。
④	申請受付後、空き家に関する固定資産税の納付状況を確認いたします。 完納になっていることをご確認ください。
⑤	危険空き家と旧耐震空き家で補助内容が異なります。 申請した空き家がどちらに該当するかは交付決定通知にてご確認ください。
⑥	交付決定前の除却工事は補助対象外になります。
⑦	補助金の交付の有無にかかわらず、管理不全により周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家は行政指導等の対象になります。
⑧	交付決定を受けた空き家の地番情報について、適正な課税業務を目的として資産税課へ情報提供させていただきます。 空き家の除却により、固定資産税等の住宅用地特例が適用外になる可能性があります。(12月31日以前に除却した場合は、次年度から特例が適用されなくなります。)
⑨	除却工事終了後、速やかに実績報告書を提出してください。 提出期限： 工事完了日から30日以内(又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日)
⑩	除却工事終了後、速やかに滅失登記を行ってください。 併せて、資産税課(25番窓口)へ除却が完了した旨ご連絡をお願いします。
⑪	床面積が合計 80平方メートル以上の解体工事を行う場合、発注者(施主)は、建設リサイクル法に基づき工事着手の7日前までに、建築物等の構造や工事の時期、分別解体等の計画などについて、建築指導課へ届出が必要です。
⑫	工事内容及び工事金額に変更が生じた場合は、届出が必要となる場合があります。速やかに住宅課(Tel0270-27-2797)へご連絡ください。